# 夕イ国日本人会 2021年度 定期総会

2021年4月22日(木)



### 進行プログラム 2021年4月22日(木)



1. 定期総会開会 事務局

2. 議長選出 事務局

3. 総会成立 島田会長

4. 会長挨拶 島田会長

2020年度一般報告・2021年度方針説明

5. 決議事項 加藤総務部長

·日本人会規約第2章 会員 第5条 (会友会員)

・日本人会規約第4章 会費 第18条 (ファミリー会員)

6. 2020年度会計報告·2021年度予算報告 重松会計部長

7. 2020年度会計監査報告 大竹監事

8. 質疑応答 島田会長

9. 定期総会閉会 事務局

# 2021年度タイ国日本人会 理事・監事・オブザーバー



	 氏名	役職	所属会社
1	島田 厚	会長 / 企画推進部 (三役)	Nippon Parking Development (Thailand) Co.,Ltd.
2	荻原 勝一	副会長 / チャリティーバザー実行副委員長(三役)	Mitsubishi Co.,(Thailand) Ltd.
3	日時本 一之	副会長 / ラムウォン盆踊り大会実行委員長 / 企画推進部(三役)	Japan Airlines Co.,Ltd.
4	田中 丞	副会長 / 教育部長 (三役)	Yusen Logistics (Thailand) Co.,Ltd.
5	福田 康	副会長 / チャリティーバザー実行委員長(三役)	Sumitomo Corporation (Thailand) Ltd.
6	加藤 丈雄	副会長 / チャリティー実行副委員長 (三役)	Mitsui & Co.,(Thailand) Ltd.
7	加藤 司	総務部長 / 企画推進部 (三役)	Toyota Daihatsu Engineering & Manufacturing Co.,Ltd.
8	堀尾 哲亨	会計部長 / 予算審議委員長 (三役)	Bank of Ayudhya Public Company Limited
9	猪股 正樹	総務副部長 (三役会メンバー)	NTT Communications (Thailand) Co.,Ltd.
10	太田 圭亮	総務副部長 / 企画推進部 (三役会メンバー)	Panasonic (Thailand) Co.,Ltd.
11	神原 彰三	事業部長 / 運動副部長 / 納骨堂カンチャナブリ基金運営委員長	Thaiyo Design & Engineering Co., Ltd.
12	桐生 裕規	厚生部長 / 厚生基金運営委員長	Tokio Marine Safety Insurance (Thailand) Public Company Limited
13	土田 正之	クラブ部長 / 会館・クラブ基金運営委員長 / 企画推進部	SMCC(Thailand)Co.,Ltd.
14	竹井 義博	婦人部長 / チャリティーバザー実行副委員長	Ajinomoto Co.,(Thailand) Ltd.
15	日髙 泰雄	青少年部長 /事業副部長 /ラムウォン盆踊り実行副委員長	Hidaka Yookoo Enterprises Co.,Ltd.
16	富永 康行	会報・広報部長 / 企画推進部長 / ラムウォン盆踊り大会実行副委員長	Hakuhodo International (Thailand) Co.,Ltd.
17	重松 秀臣	チャリティー基金運営委員長 / 企画推進部	Sumitomo Mitsui Banking Corporation(SMBC)
18	金子 享	ラムウォン盆踊り実行副委員長 / チャリティーバザー実行副委員長 / 企画推進部	JTB (Thailand) Limited
19	岩本 顕	運動部長	Hino Motors Sales (Thailand) Ltd.
20	吉田 敬	文化部長 / 企画推進部	Itochu (Thailand) Ltd.
21	日髙 和郎	ラムウォン盆踊り大会実行副委員長	Marubeni Thailand Co.,Ltd.
22	石井 良一	食堂運営委員長	Sakeno Mise Group
23	朽木 隆弘	監事	Japan Bank for International Cooperation
24	大竹 立洋	監事	Mizuho Bank Ltd. Bangkok Branch
25	松前 了	大使館代表	Embassy of Japan
26	高橋 徹	報道代表	NIKKEI Inc, Editorial Headquarters For ASIA
27	谷口 幸一郎	学校代表	Thai Japanese Association School
28	森田 隆博	JICA代表	JICA Thailand Office
29	石川 宗範	JETRO代表	JETRO Bangkok
30	坂本 直樹	JCC代表	Japanese Chamber of Commerce,Bangkok
31	吉岡 憲彦	国際交流基金バンコク日本文化センター代表	The Japan Foundation, Bangkok
32	小田原 靖	バンコク スリウォン ロータリークラブ代表(企画推進部メンバー)	Personnel Consultant Manpower (THAILAND) Co., Ltd.
33	西岡 良樹	タイ情報誌制作会社代表(企画推進部メンバー)	RyDEEN Co.,Ltd.

# 決議事項① 会友会員制度条件変更の背景



#### 現在

5年以上普通会員であり、かつ満75歳以上の者で理事会の承認を得た者

#### <変更の背景>

- ①前回の変更(2001年4月)より20年が経ち、時代背景も変わり、会員数・駐在形態・家族構成なども変わってきている(会員数は4割減)
- ②高齢化社会が進み、全会員に占める会友会員の比率が上がっている(3倍以上)
- ③会友会員制度を見直すにあたり、高齢者という視点だけではなく、日本人会への貢献度 (=日本人会入会年数)も考慮すべきである

#### 変更案

15年以上普通会員であり、かつ満85歳以上の者で理事会の承認を得た者

新会友会員制度は、2023年より導入

# 決議事項① 規約第2章会員 第5条



#### 現行

#### 第2章 会員

第5条 会員は次の5種類とする。

- 1. 普通会員: タイ国在住の日本国籍を有する者で満18才以上の者。かつて日本国籍を有した者で婚姻 その他の理由により日本国籍を離れた者、又は両親のいずれかが日本国籍を有していた者。
  - 2. 会友会員:5年以上普通会員であり、かつ満75才以上の者で理事会の承認を得た者。
  - 3. 名誉会員:本会に対し特別な貢献のあった者で理事会において選ばれた者。
  - 4. 準会員 : 第5条1項に該当せざる場合で、本人が入会を希望し、日本人会普通会員 5 名が推挙し、 理事会の承認を得た者。 (2001年4月改正)
  - 5. 賛助会員: 在タイ日本人の関係する法人。

#### 改定案

#### 第2章 会員

第5条 会員は次の5種類とする。

- 1. 普通会員: タイ国在住の日本国籍を有する者で満18才以上の者。かつて日本国籍を有した者で婚姻 その他の理由により日本国籍を離れた者、又は両親のいずれかが日本国籍を有していた者。
  - 2. 会友会員:15年以上普通会員であり、かつ満85才以上の者で理事会の承認を得た者。
  - 3. 名誉会員:本会に対し特別な貢献のあった者で理事会において選ばれた者。
  - 4. 準会員 : 第5条1項に該当せざる場合で、本人が入会を希望し、日本人会普通会員 5 名が推挙し、 理事会の承認を得た者。 (2001年4月改正)
  - 5. 賛助会員: 在タイ日本人の関係する法人。

# 決議事項② ファミリー会員への名称変更の背景



#### 現在

日本人会は、18歳未満のお子様の会費は無料のため

18歳未満のお子様が日本人会の活動に参加する場合は、両親での入会が必要

#### く変更の背景>

家族形態の変化により、両親が必ずしも帯同していない家族形態が増えてきている

- ・父親/母親は、日本/海外にいて、単身赴任でお子様を帯同されている場合
- ・一方の親が帰国した際に、もう一方の親と子供が残る場合 など

#### 変更案

18歳未満のお子様が日本人会の活動に参加する場合は、**ファミリー会員**としての入会が必要

- ※変更にあたっての注意点
- ・ファミリー会員の会員証発行(=議決権)は、18歳以上の普通会員2名までとする
- ・会費月額300バーツ(世帯主200B、2人目100B)変更なし

# 決議事項② 規約第4章会費 第18条



#### 現行

#### 第4章 第18条

- 1. 本会の経費は回避、入会金、及びその他の収入をもって充当する。
- 2. 普通会員の会費は世帯の1人目の会員は月額200バーツとし、2人目以降の会員は100 バーツとする。準会員の会費は一人当たり100バーツ(郵送物無し)、200バーツ(郵送物有り)とする。
- 3. 賛助会員の会費は理事会で決める。
- 4. 会友会員及び名誉会員に対しては、会費を免除する事とする。
- 5. 入会金は、世帯の1人目の会員は600バーツ、2人目以降の会員は200バーツとする。
- 6. 会費は年度末に理事会にて見直し、必要があれば所定の手続きを経て改訂するものとする。 (2007年4月改正)

#### 改定案

#### 第4章 第18条

- 1. 本会の経費は回避、入会金、及びその他の収入をもって充当する。
- 2. 普通会員の会費は、単身で利用の場合(以下、シングル会員)は月額200バーツとし、 ファミリーで利用する場合(以下、ファミリー会員※1)は、月額300バーツとする。ファミリー会員の会員証は、 2名まで発行とする。

準会員の会費は一人当たり100バーツ(郵送物無し)、200バーツ(郵送物有り)とする。

- 3. 賛助会員の会費は理事会で決める。
- 4. 会友会員及び名誉会員に対しては、会費を免除する事とする。
- 5. 入会金は、シングル会員は600バーツ、ファミリー会員は800バーツ(※1)とする。
- 6. 会費は年度末に理事会にて見直し、必要があれば所定の手続きを経て改訂するものとする。 (2007年4月改正)
- ※1 ファミリー会員の会員証発行は、基本2名までとする。同居する大人家族が2名以上の場合は、 1名につき、入会金200バーツ、月額100バーツで追加可能。18歳未満のお子様は、無料。